

# 理容所・美容所のみなさまへ

— 施設を衛生的に管理し、器具はきちんと消毒しましょう —



## 理容所・美容所の管理について

- Ⅰ 施設内は清掃を行い、常に清潔に保ちましょう！
- Ⅰ 採光、照明及び換気を十分にしましょう！
- Ⅰ 外傷に対する応急手当に必要な薬品、絆創膏、ガーゼなどを備えましょう！
- Ⅰ ふた付きのごみ箱や毛髪箱を備えましょう！
- Ⅰ 店頭の見やすい場所に、「確認済みの証」を掲示しましょう！
- Ⅰ 作業場内にみだりに犬（身体障がい者補助犬を除く）、猫等の動物を入れないようにしましょう！
- Ⅰ 従業員の健康管理には十分注意しましょう！
- Ⅰ お客さんの皮膚に接するタオル等の布片を一人ごとにとり替え、皮膚に接する器具を一人ごとに、血液の付着の可能性を考慮した消毒をしましょう！（見開き参照）



# 理容所での顔そりについて

- Ⅰ 顔そりを行う時には、清潔なマスクを着用しましょう。
- Ⅰ 清潔な被服を着用しましょう。
- Ⅰ 首巻やまくら当てに紙製品を用いる場合には、お客さんごとに取替え、使用後は廃棄しましょう。
- Ⅰ 顔そりなどの石ケン液は、お客さんごとに取替えましょう。



※ 美容所内での、美顔術その他顔面に接する作業を行う場合も、清潔なマスクを着用しましょう。

## その他

### Ⅰ 従業員の健康管理

開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業員の健康管理に注意しましょう。

### Ⅰ 保健所への届出

理容所・美容所を増改築した場合や、理容師・美容師など従業員に変更があった場合などは、保健所へ手続きが必要です。また、理容所・美容所を廃止した場合は、廃止の届出が必要です。

\* 届出用紙は、管轄する保健所で配布しており、大阪府ホームページからもダウンロードできます。